

医療情報標準化指針提案申請書(新規)

申請受付番号	HS032	事務局受付日	2018年 1月 9日	申請日	2018年 1月 9日
提案申請団体名 ・責任者名	日本HL7協会 会長 木村通男	規格作成団体名 ・責任者名			
提案規格案名 (版数)	和名	HL7 CDAに基づく退院時サマリー規約 Ver.1.0			
	英名	Standard Specification for Discharge Summary which based on HL7 CDA Release 2, Ver.1.0			
提案規格案の目的、概要(提案規格案策定経緯及び決定プロセス)	和文	「退院時サマリー」を異なる施設間で電子的交換を可能にする規格であり、記述すべき項目とその電子的記述方法が定められている。記述項目については、日本診療情報管理学会と日本POS医療学会、日本医療情報学会が2014年に「サマリー等の診療記載に関する標準化推進合同委員会」を組織し、そこで合意された内容である。電子的記述方法については、HL7 CDA R2(ISO/HL7 27932)に準拠して作成されている。			
	英文	This is a standard enabling electronic exchange "Discharge Summary" between different facilities, items to be described and their electronic description method are defined. Regarding the items to be described, Japan Society of Health Information Management, Japan Society for POS Health Care and Japan Association for Medical Informatics organized the "Joint Committee on Standardization of Discharge Summary" in 2014, which was agreed there. The electronic description method is developed based on HL 7 CDA R2 (ISO / HL 7 27932).			
<p>提案規格案の申請理由、適用領域、使用方法</p> <p>地域連携システムなど、医療機関のシステム連携が進められている中で「退院時サマリー」の標準化が強く求められている。本規格は、内科系をベースにしているが、その他の診療科の記述も可能である。また将来的には、本規格をベースに各診療科固有の部分が規格化されることを想定している。本規格は、「JAHIS診療文書構造化記述規約 共通編Ver.1.0」をベースにしているため、電子カルテベンダーが標準機能として本規格を組み込むことが望まれる。</p> <p>関連他標準との関係(相違点及重複点の取り扱い方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規約と競合する、退院時サマリーに関する標準はない。 ・JAHIS、JIRA及び日本HL7協会で制定した「JAHIS診療文書構造化記述規約 共通編Ver.1.0」をベースとしており、ベンダーにとって違和感はない。 ・ISO27932(HL7 CDA R2)に準拠しており、国際規格との整合性は計られている。 					
提案規格案の関連情報	メンテナンスの方法(バージョン管理も含む)	・日本HL7協会CDA作業グループがメンテナンスを行う			
	入手資格	・特になし			
	入手方法	・日本HL7協会ホームページ(http://www.hl7.jp/library/)よりDownload			
	有効期限	・なし			
	価格等	・無償			
	知的所有権	・Health Level Seven International 及び 日本HL7協会 が著作権を有する			
	添付資料	「退院時サマリー」規格書			
実務運用上の連絡者	・氏名 木下善貴 ・TEL:03-3506-8010 ・FAX:03-3506-8070 ・E-mail: kinoshita@jahis.jp				

特記事項	
------	--

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。	
指針の更新・改廃の場合の旧規格との関係	<input type="checkbox"/> 旧規格()を新規格に 更新 する。 <input type="checkbox"/> 旧規格()と新規格が 追加 で指針となる。 <input type="checkbox"/> 旧規格()を 廃止 する。
更新時の新旧の相違点	※バックワードコンパティビリティについても記入してください。

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。

事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)